

看板類の撤去と道路占用(その2)

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

(電話中)「え。選挙用ポスターが大量に貼られている? 分かりました。直ちに現場を確認します。」

渡邊課長

「どうした?」

坂上係員

「また住民の方からですが、△△町の道路沿いに、今度の参議院選挙の立候補者のポスターが大量に設置されているそうです。」

渡邊課長

「選挙ポスターか。比例代表選挙の制度が変わったからな・・・。」

坂上係員

「どうですか?」

渡邊課長

「うん。去年、公職選挙法が改正されて、今回の参議院通常選挙から、比例代表選挙は従来の拘束名簿式から非拘束名簿式に変わった。」

坂上係員

「そうでしたね。比例代表選挙は、名簿に記載された候補者名を記載するか、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができるようになったんですよ。」

渡邊課長

「そう。この改正に合わせて選挙運動もこれまでの政党による選挙運動のほか、新たに、候補者個人も選挙運動ができるようになり、候補者個人に認められる選挙運動として、選挙運動用のポスターの掲示やビラの頒布等が認められるようになった。」

坂上係員

「でも、選挙運動ポスターはどこにでも貼っていいんですか。この間の知事選挙ではポスター掲示場に貼られていたと思うんですが。」

渡邊課長

「うん。衆議院小選挙区、参議院選挙区、都道府県知事選挙については、ポスター掲示場の設置が義務付けられていて、これらの選挙ではポスター掲示場に限り、掲示することができる。」

「ただ、参議院比例代表選挙はポスター掲示場の設置が義務付けられていない。選挙運動ポスターは、国や地方公共団体が所有し若しくは管理するものを除き、建物の塀等に貼ることができ、とされている。まあ、話はこのくらいにして、現場を見てきてよ。」

※1 公職選挙法第一四四条の二、※2 同法第一四三条第三項、※3 同法第一四五条第一項

坂上係員

「そうですね。現場を見ないことにはどうにもなりませんものね。それでは行って参ります。」

渡邊課長

「デジカメ忘れるなよ。」

坂上係員

「今度はバッチリです。」

渡邊課長

「どんな様子だった?」

坂上係員

「△△町付近の三〇号線沿道一带にいろんな候補者のポスターが設置されていました。整理して御報告します。」

坂上係員

「課長、整理終わりました。まず、位置はA交差点よりB交差点までの約四〇〇mの区間。街路樹に直接貼付しているものや植樹帯にプラカードを立てこれにポスターを貼付したものがありません。数は、街路樹のものが一七枚、プラカード

ド式のもものが三〇本。他に沿道の畑にもプラカード式のもものが立ってました。」

渡邊課長

「電柱には？」

坂上係員

「電話柱だと思いますが、ここにも六枚ありました。これは電話会社に連絡したほうがいいですよ。課長、この選挙運動ポスターは、屋外広告物条例に基づいて撤去することはできませんでしょうか？」

渡邊課長

「屋外広告物法第二五条では、『国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない』と規定されている。これを受け、条例では、公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立看板等は適用除外とされているんだ。」

坂上係員

「すると市の都市計画課も対応できないということですか？ そうなると何もできない？」

渡邊課長

「そう慌てなさんな。さつきも言ったように、選挙運動ポスターは、『国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの』については掲示できないこととなっている。当然道路はこの規定に該当する。また、公職選挙法第一四五条第三項で居住者等において撤去することができると規定されている。道路に掲示されている

選挙運動ポスターは公職選挙法第一四五条第一項違反だし、もちろん無断で掲示されているわけだから、道路管理者において撤去することができる」と解される。」

坂上係員

「へえ。街路樹は道路附属物だから道路に直接掲示してますものね。え、でも、プラカード式のもの、選挙運動ポスター自体を道路に直接掲示しているわけではないという主張があるかもしれないんですが、こういうのってどうも慎重になつてしまふんですけど。」

渡邊課長

「そうだね。屋外広告物条例でも選挙に影響を及ぼすおそれを考慮して、適用除外としているようだからね。でも、それは過去に通達^{※4}が出ていて、公道利用の実態が同じだから公職選挙法第一四五条第一項違反とされている。心配はないよ。」

※4 「選挙当日の投票所周辺におけるプラカード式ポスターの公道上掲示等に対する措置について」（昭和五二年七月四日建設省自治道発第七号道路局長通知）。なお、「プラカード式ポスターの区道上への掲示は法第一四五条第一項本文に違反するものと解すべきである」との最高裁判決あり（昭和五一年二月二四日）。

坂上係員

「それと、ポスターの撤去に関する公職選挙法第一四五条第三項は、『前項の承諾を得ないで他人の工作物に掲示された・・・』となつてい

ます。これは、居住者等の承諾を得ないで掲示されたものについてのことであつて、道路に掲示できないというのは第一項違反のことだから、撤去規定は直接適用されないのではないのでしょうか？」

渡邊課長

「何か詰問調になつてないか・・・（笑）。この辺りは解釈ということだろうけど、解説書等にも『公共施設に貼ることは、その承諾を得ると否にかかわらず、違反文書として撤去命令が出されるし、また、管理者自らも撤去してよいこととなつている』とされている。問題はな

※5 「参議院選挙の手引き」（選挙制度研究会編）

坂上係員

「心配し過ぎですね。それでは、まずは選挙管理委員会に連絡ですかね。」

渡邊課長

「そうだな。候補者の連絡先を教えてもらう必要もあるし、選挙管理委員会とは打ち合わせが必要だろう。それから、警察にも言っておく必要があるだろう。軽犯罪法にも触れるようだし。いずれにしても、撤去は道路管理者が主体とならざるを得ないが、道路管理者だけで対応するよりは、選挙、警察と連携して処理すべきだろう。」

（この項終わり）